

○ 喜界高校交通安全憲章

わたくしたち高校生は、人命を尊重し、自ら進んで交通規則を守り、安全で円滑な交通の実現に努力することを宣言し、その実践のために次の通り安全憲章を制定します。

- 1 すべての歩行者や車に迷惑をかけないよう常に正しい交通を励行します。
- 1 歩行者は交通安全に注意します。
- 1 自転車や単車は点検してから運転します。
- 1 単車を運転するときは、必ずヘルメットを着用します。
- 1 常に安全な速度で運転し、まがり角や交差点では安全の確認を励行します。
- 1 無免許運転は絶対しません。

○ 交通安全クラブ規約

第1条（名称）

本会は喜界高校交通安全クラブと称する。

第2条（会員）

本会は喜界高等学校の全生徒、全職員をもって組織する。

第3条（目的）

本会は会員の交通道德の向上と交通事故、交通違反の絶滅を目的とする。

第4条（組織）

本会の組織は次の通りとする。

- 1 学級交通安全委員…各クラスから2名
（この中から交通安全委員長、副会長1名選出）
- 2 生徒会交通委員…生徒会風紀交通委員長・副委員長
- 3 顧問…生徒会係・交通指導係

第5条（活動）

本会は目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 年間2回以上車体検査を行う。
- 2 年間1回以上交通安全教室を開く。
- 3 交通安全委員による登下校指導。
- 4 ポスター作成などPR活動。
- 5 春・秋の交通安全に関する事項。
- 6 喜界地区交通安全協会に関する活動。

本部長…学校長

代議員…生徒2名・職員1名